

動物死体作業処理要綱

制定 平成18年3月31日部長決定 要綱第 89号
改定 平成21年4月 1日部長決定 要綱第 338号
改定 令和 3年3月23日区長決定 要綱第 68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区内から発生する動物死体の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象動物)

第2条 対象となる動物については、次の表のとおりとする。

区 分	対象動物死体	備 考
飼主または土地、建物の占有者（以下「飼主等」という。）から処理依頼の届出があった動物死体	家庭廃棄物で重量25kg未満の動物死体	重量25kg以上の動物死体は、一般廃棄物処理業の許可を受けている処理業者を紹介する。
区管理の道路等の動物死体	左記の区域内にある動物死体	

(作業方法)

第3条 清掃事務所長は、飼主等から動物死体の処理依頼の届出があったとき、あるいは動物の死体を発見した者から連絡を受けたときは、必要な資材を携行のうえ、速やかに収容する。

2 動物死体の取扱の際は、悪疫感染等を防止するため、必ずゴム手袋を使用する。

3 動物死体は、露出・悪臭発散・流血等を防止するため、死体を収容袋に入れて完全に梱包する。

(動物死体の一時保管)

第4条 動物死体は委託業者に引き渡すまでの間、一時冷凍庫に保管するとともに、防臭剤等の活用による悪臭防止等の措置を行うことにより、環境衛生の保持に努める。

(終末処分)

第5条 動物死体収容後は、速やかに委託業者に連絡し、死体を引き渡すものとする。

2 清掃事務所長は、委託業者に引き渡す場合は、飼主等からの処理依頼分は「動物死体引渡伝票（第1号様式）」を作成し、数量を確認のうえ発行する。

3 委託業者に引き渡した動物死体は、火葬・埋葬処分させるものとする。

4 履行の確認は、「完了届（第2号様式）」による。

(動物死体処理手数料の徴収)

第6条 飼主等から処理依頼の届出があった動物死体の処理については、品川区廃棄物の処理

および再利用に関する条例（平成11年品川区条例第24号）第55条の規定により手数料を徴収する。

（取り扱い上の注意）

第7条 狂犬病等伝染病死の動物死体の処理については、品川区保健所に連絡し、協議のうえ処理する。

2 第2条の規定にかかわらず、死亡獣畜（牛、馬、めん羊、山羊）、産業廃棄物（畜産農業に係るもの）および事業系一般廃棄物である動物死体の取り扱いは別表による。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表(第7条関係)

区	分	対象動物	取扱機関等	指導基準
一般廃棄物	国管理の道路河川上の動物死体 区管理の道路等の動物死体 その他事業系	死亡獣畜、産業廃棄物および家庭廃棄物以外の動物死体	国土交通省(東京国道工事事務所または京浜工事事務所)、 区役所 事業者等	
産業廃棄物		畜産農業に伴って生ずる動物死体(牛、馬、豚、めん羊、にわとり、あひる、がちよう、うずら、七面鳥、うさぎ毛皮獣等の死体)	事業者	自己処分不可能な業者に対しては、産業廃棄物処理業の許可を受けている業者を紹介する。
死亡獣畜		牛、馬、豚、めん羊、山羊の動物死体	飼主等または事業者	化製場または死亡獣畜取扱場の設置許可を受けている業者を紹介する。

動物死体引渡伝票

種別	届出分		道路河川分	備考
	20kg未満	25kg未満		
犬				
ねこ				
その他				
計				

上記のとおり引き渡します。

年 月 日

引渡業者名

様

品川区清掃事務所長

印

確認者氏名

第2号様式(第5条関係)

完了届

年 月 日

品川区長 様

受託業者名

下記のとおり完了したので届けます。

件 名	動物死体処理の委託
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
引渡頭数計	頭

確認年月日	年 月 日	確認者職氏名		
-------	-------	--------	--	--